

第9条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合により短期退職した場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を返還するものとする。

- ・入社後 1ヶ月未満に退職：紹介手数料の100%
- ・入社後 1ヶ月以上3ヶ月未満に退職：紹介手数料の50%
- ・入社後 3ヶ月以上6ヶ月未満に退職：紹介手数料の30%